

回					衛生等担当者
覧					

岩手の産業保健情報誌

パートナーズ



鵜の巣断崖〔田野畑村〕

記事

- 産業保健相談員・窓口相談日のご案内
- [平成19年度における岩手の労働衛生] 岩手労働局（抜粋）
- 労働衛生工学講座 ― 作業環境測定 ―
- 健康管理講座 ― 人間関係・コミュニケーションについて ―
- 平成20年度研修会開催予定のお知らせ
- 新着図書のご案内
- 一般健康診断項目の改正について

vol. **39**
2008.7



独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター

目次

研修会等の風景

産業保健相談員・窓口相談日のご案内	1
[平成19年度における岩手の労働衛生]岩手労働局(抜粋)	
定期健康診断有所見率の推移(全産業)	2
特殊健康診断有所見率の推移(全産業)	4
業務上疾病の分類別発生状況の推移(全産業)	4
●労働衛生工学講座－作業環境測定第3回	
作業環境測定その3	5
労働衛生工学担当相談員 関向和明	5
●健康管理講座	
職場のメンタルヘルス：人間関係・コミュニケーションについて その14	8
カウンセリング担当相談員 今松明子	8
平成20年度研修会開催予定のお知らせ	12
新着図書のご案内	16
一般健康診断項目の改正について	17
「地域産業保健センターを活用しましょう」	



■表紙の写真…鶴の巣断崖(田野畑村)
撮影：釜石英雄(前岩手労働局総務部長)

三陸鉄道北リアス線「島越駅」下車、車で約15分の所に北山崎と並んで、200mの落差の圧倒的なスケールを誇る鶴の巣断崖。中腹にはウミウの巣があることから名づけられました。5列に連なる断崖は巨大な屏風のように、展望台からは大パノラマが楽しめます。また、海岸つたいに島越までの遊歩道が通っています。この壮大な眺めに文学作品のヒントを得たとされる作家吉村昭氏の「星への旅」の文学碑もあります。

研修会等の風景



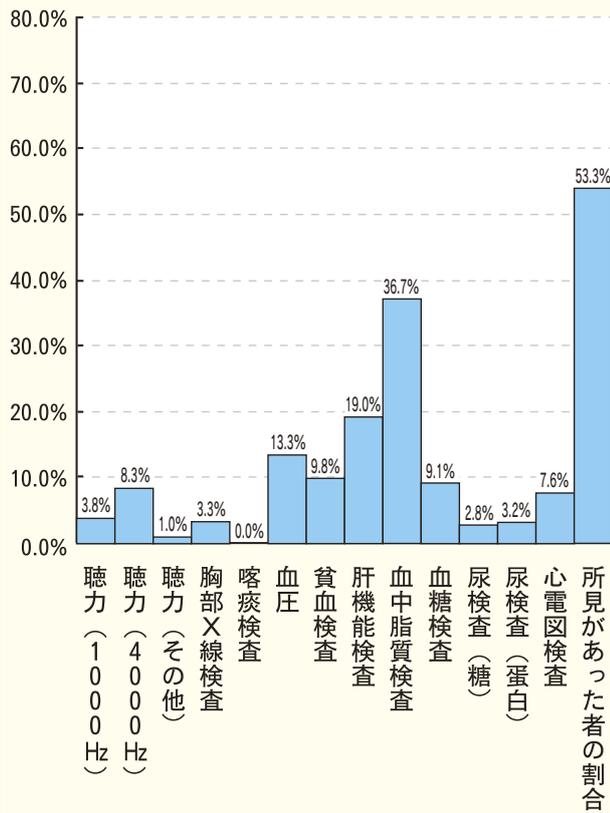
産業保健相談員・窓口相談日のご案内

担当分野	氏 名		所 属	相 談 日
産業医学 (健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法)		中 屋 重 直	関東自動車工業株式会社 岩手健康管理センター 所長	毎週金曜日 午 後
		立 身 政 信	岩手大学教授 保健管理センター 所長	第1・3火曜日 午 前
		小野田 敏 行	岩手医科大学 医学部 衛生学公衆衛生学講座 講師	第1・3水曜日 午 前
		大 澤 正 樹	岩手医科大学 医学部 衛生学公衆衛生学講座 講師	第1・3木曜日 午 後
メンタルヘルス (職場のメンタルヘルスの進め方)		鈴 木 満	岩手医科大学 医学部 神経精神科学講座 准教授	第1・3水曜日 午 前
		坂 下 史 絵	臨床心理士	第2・4水曜日 午 後
カウンセリング (職場における指導、相談の進め方)		今 松 明 子	産業カウンセラー 精神保健福祉士	毎週月曜日 午 後
労働衛生工学 (作業環境の改善方法)		大 塚 尚 寛	岩手大学工学部 副学長 建設環境工学科 教授	第2・4木曜日 午 後
		関 向 和 明	財団法人岩手県予防医学協会 医療技術部環境保健課 課長	毎週金曜日 午 後
保健指導 (健康管理の方法・生活指導)		村 木 眞樹子	日本産業カウンセラー協会 東北支部 岩手県運営部長	第4木曜日 午 前
関係法令 (関係法令の解釈)		(兼務) 関 向 和 明	財団法人岩手県予防医学協会 医療技術部環境保健課 課長	(兼)毎週金曜日 午 後

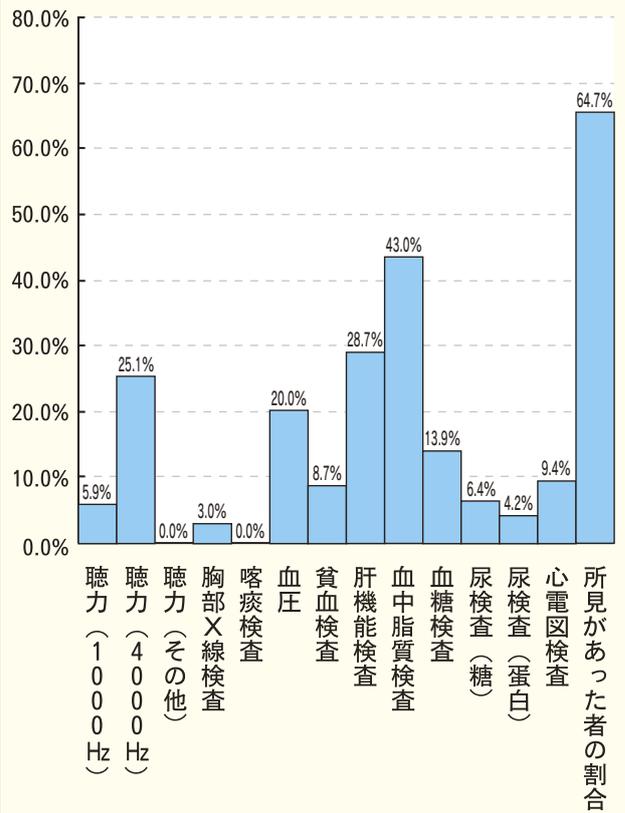
注：(兼)は、担当分野の兼務である。

※相談日、時間は都合により変更になる場合がありますので、ご来所の場合は、あらかじめ電話等でご確認、ご予約下さい。

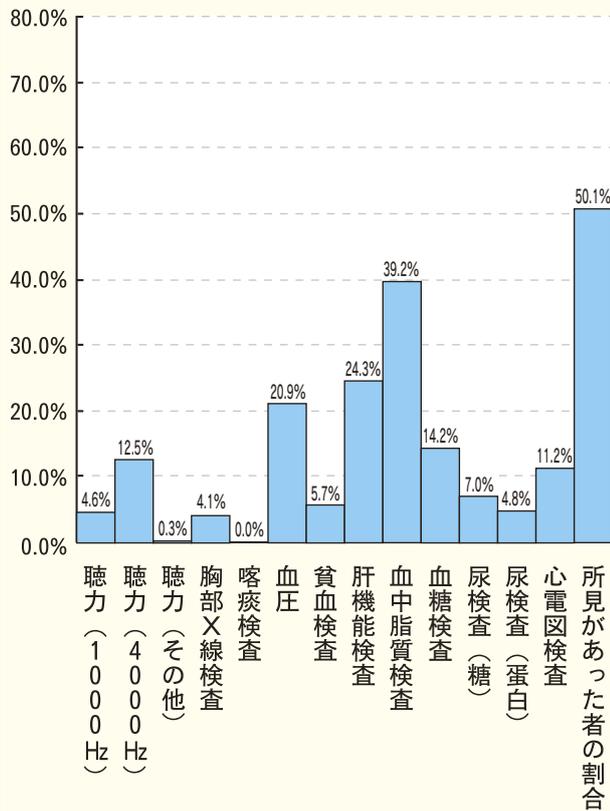
定期健康診断有所見率(製造業)



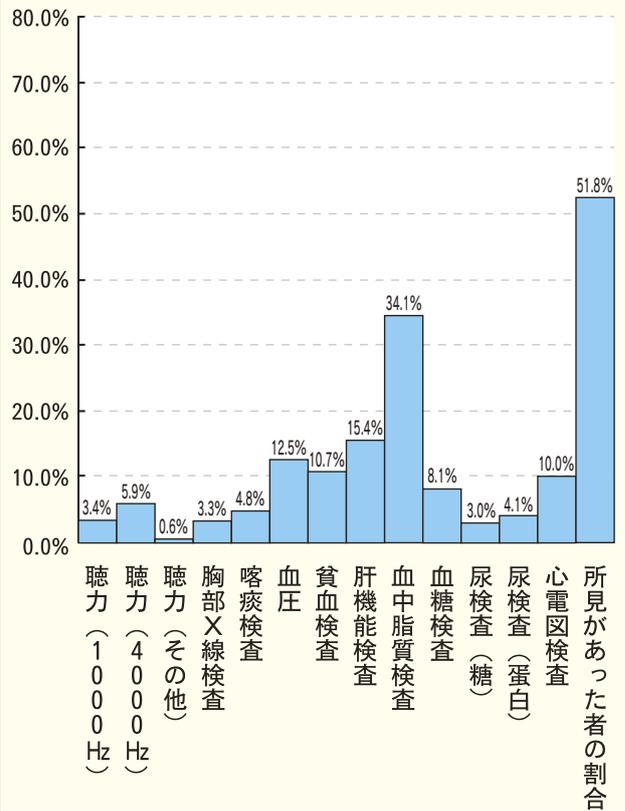
定期健康診断有所見率(建設業)



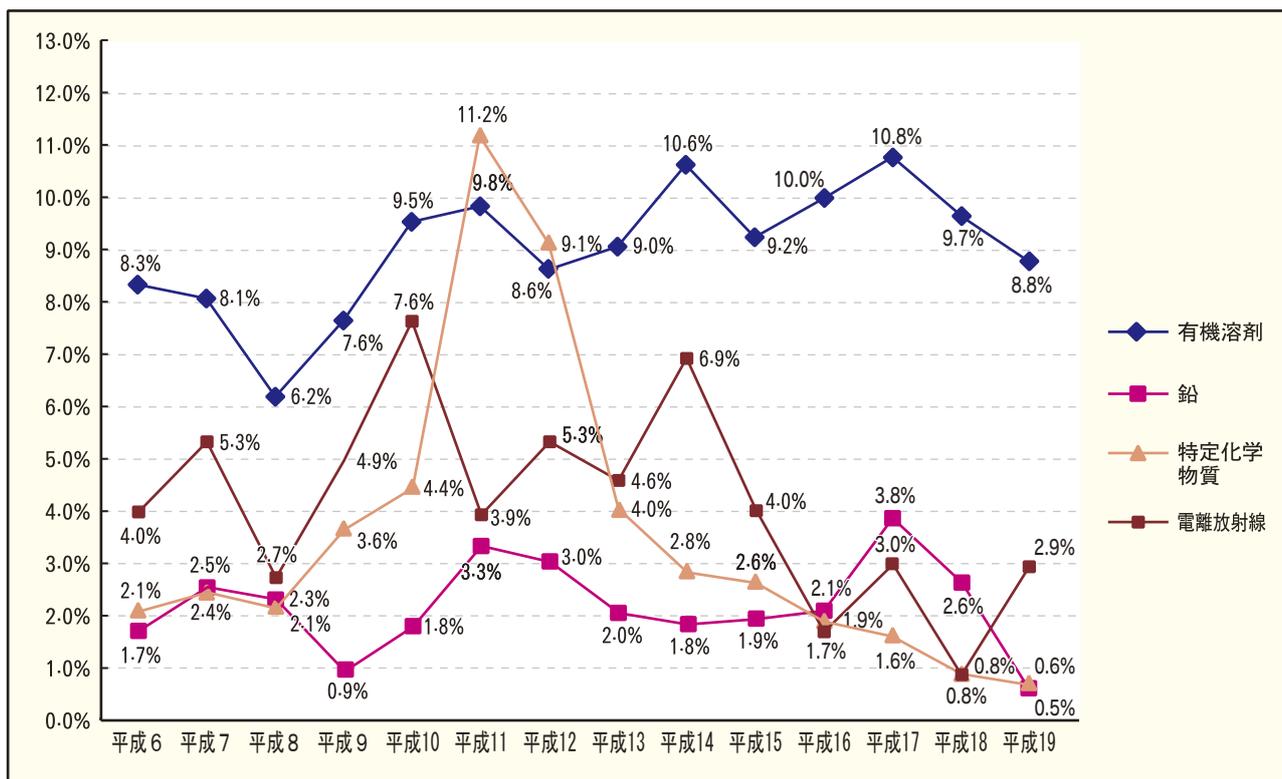
定期健康診断有所見率(運輸交通業)



定期健康診断有所見率(第3次産業)

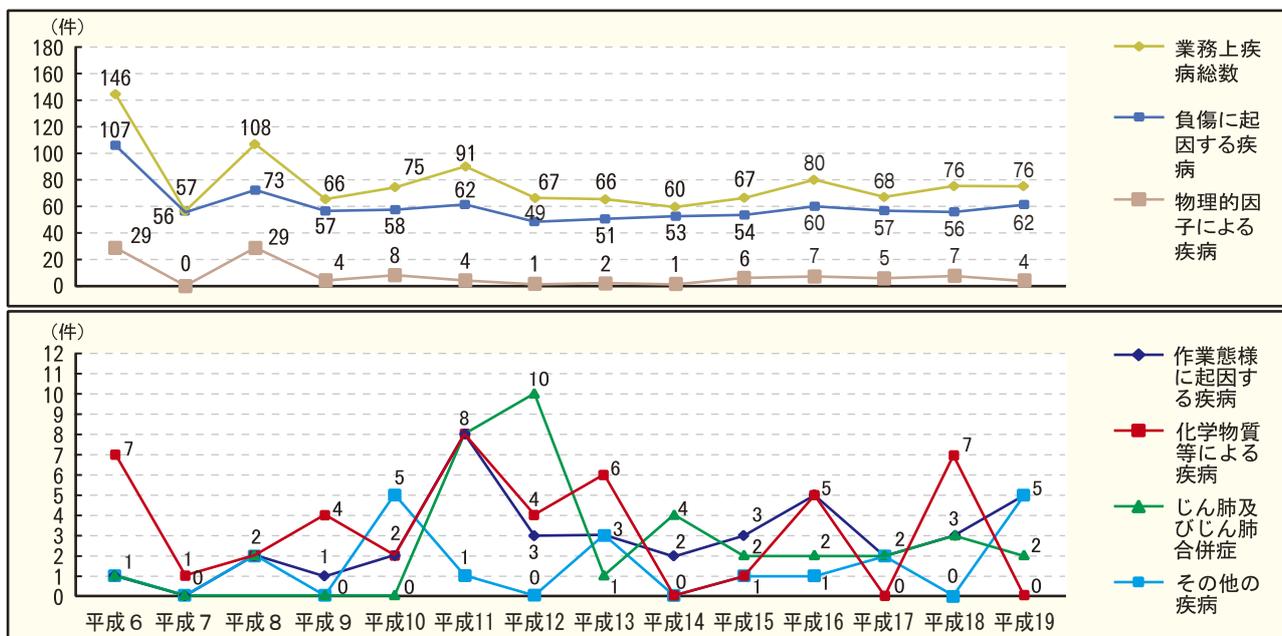


特殊健康診断有所見率の推移（全産業）



特殊健康診断においては、特定化学物質取扱者の有所見率が平成11年をピークに減少している。平成19年では、有機溶剤取扱者の有所見率が8.8%で最も高い。

業務上疾病の分類別発生状況の推移（全産業）



(注) 負傷に起因する疾病 ……負傷による腰痛等
 作業態様に起因する疾病 ……振動障害・頸肩腕症候群・負傷によらない業務上の腰痛等
 物理的因子による疾病 ……紫外線赤外線・潜水病・熱射病・凍傷等

業務上疾病は、ここ数年は横ばいの状態にある。中でも負傷に起因する疾病が多く、とりわけ腰痛が最も多い。



作業環境測定その3

労働衛生工学担当相談員

せき むかい かず あき

(財)岩手県予防医学協会 課長

関 向 和 明

作業環境測定を実施した結果、対象となる作業場所が良い環境か悪い環境か、評価しなければなりません。有害物質等の濃度等を測定しただけでは、改善が必要かどうか判断できないからです。したがって、作業環境測定を実施した場合は、幾何平均値や幾何標準偏差、評価値等を計算し、第1管理区分、第2管理区分、第3管理区分のどれに該当するか評価を行い、評価に基づく措置にしたがって改善等を実施することが重要です。

作業環境測定結果の評価に基づく措置

図6は「作業環境評価基準」に従って実施した評価結果に基づいて、事業者が講ずべき措置（有機則、粉じん則、特化則などで規定）を示したものです。

第1管理区分は、単位作業場所について考えられるすべての測定点のうち、管理濃度^{注1)}を超えるような測定点の割合が5%未満であり、なおかつ、B測定値^{注2)}が管理濃度未満である状態をいいます。第2管理区分は、第1管理区分でも第3管理区分でもなく、すなわち、管理が良好であるともいえないし、直ちに改善を要求しなければならないほど環境

管理が適切でない (第3管理区分)	①直ちに施設設備作業工程又は作業方法の点検を行い、作業環境を改善するための措置を講ずる（効果確認のための測定実施） ②有効な呼吸用保護具の使用 ③健康診断の実施など（産業医等が必要と認めた場合）
なお改善の余地あり (第2管理区分)	施設設備作業工程又は作業方法の点検を行い、作業環境を改善するための措置を講ずるよう努力する
管理が適切である (第1管理区分)	現在の管理の継続的維持に努める

図6 評価の結果に基づき事業者が講ずべき措置

が悪いともいえず、なおかつ、B測定値が管理濃度の1.5倍を超えない状態をいいます。第3管理区分は、有害物質の平均濃度（幾何平均ではない）が管理濃度を超過しているかまたは、B測定値が管理濃度の1.5倍を超えるような高濃度の状態をいいます。

このような考え方から、第3管理区分は労働者の健康にとって好ましくない環境と位置づけ直ちに作

業環境改善を図るべきものとし、第2管理区分は第1管理区分に移行するよう作業環境改善に努力しなければなりません。第1管理区分は作業環境の有害物濃度から判断される評価が良好ということで、設備等に係る法的な要件の適用除外を認めるものではありません。

注1) 管理濃度

作業環境測定の結果を評価する際の指標であり、作業環境評価基準において物質ごとに「管理濃度」を定められている。工学的な技術の実用可能性の限界と行政的な措置を進めることを考慮したもので、ばく露限界値（許容濃度、TLVなど）とは全く異なった概念である。

注2) B測定値

単位作業場所の中で、発生源に近接する場所における作業が行われる場合に、作業が行われる時間のうち、環境空気中の濃度が最も高くなると思われる時間に、作業が行われる位置において行うB測定によって得られた値である。これに対し、A測定は平均的な作業環境の状態を把握するもので、幾何平均値や幾何標準偏差などから第1評価値、第2評価値を算出して評価を行う。

作業環境測定結果の検討

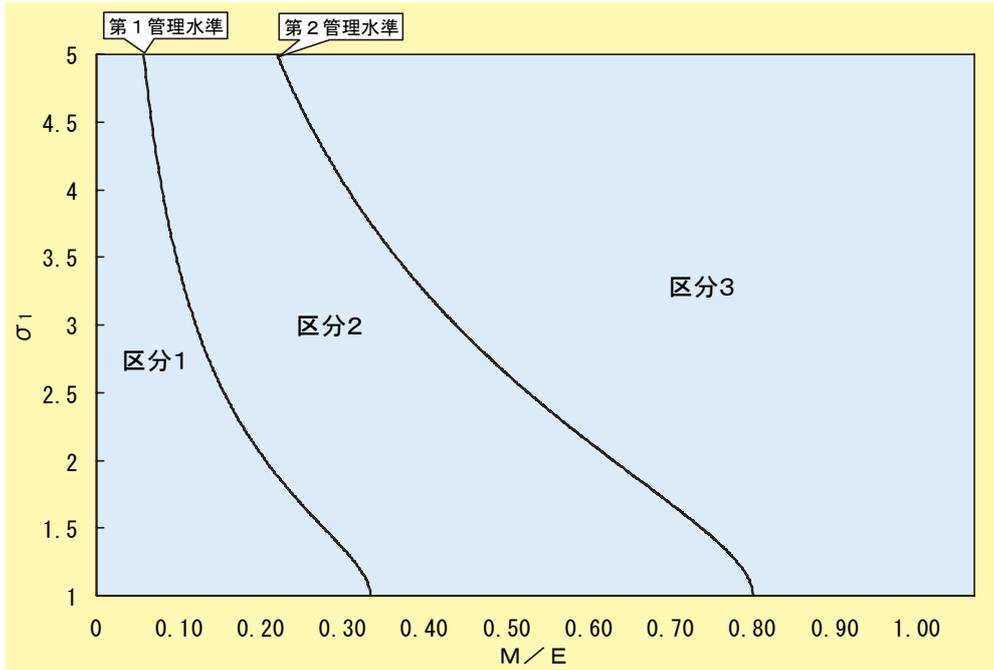
作業環境測定結果の評価は幾何平均値（M）、幾何標準偏差（ σ_1, σ ）、B測定値（ C_B ）と管理濃度（E）から決定することができる。しかし、同じ第2管理区分でも第3管理区分に近いのか第1管理区分に近いのかによって、作業方法の見直しだけで良いか設備改善も必要かなど対策が異なることがあります。図7は2つの管理水準によって3つの管理区分に分ける評価の考え方を図で示したもので、グラフに幾何標準偏差（ σ_1 ）等をプロットすれば環境の状態を視覚的に捉えることができます。また、A測定及びB測定の結果から得られる管理区分は、それぞれの組み合わせによって表3のように9通りあり、同じ管理区分でも想定される作業環境の状態が異なります。例えば②及び③の場合は、作業場全体では有害物質の濃度は低いものの、ある作業をしているときだけ、発生源に近接する作業場所の濃度が著しく高くなっている状態です。⑨は作業場全体で有害物濃度が高く、発生源に近接する作業場所でも高濃

度となっていることから、作業環境管理が行われていないか、適切さを欠く状態です。このように、作業環境測定結果から作業環境の状態を判断する場合はA測定及びB測定の組み合わせを考慮することも必要です。

作業環境測定結果の評価には、作業工程や設備の稼働状況、換気の状態、使用量などが影響しますが、作業場が同じ状況でも管理区分が変わることがあります。管理濃度の改正（多くは引き下げ）、遊離けい酸含有率の変化、質量濃度変換係数の変化、サンプリング機器の変更、混合有機溶剤の場合の成分物質の増減などは、評価値（すなわち管理区分）に大きく影響を及ぼす因子となりますので、このような場合には測定士に確認する必要があります。

作業環境測定結果報告書には、単位作業場所の範囲を決定した理由やサンプリング時における設備の稼働状況、換気状態、測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項などが詳しく記載されていますので、評価結果と併せて活用することが必要です。

A測定



B測定

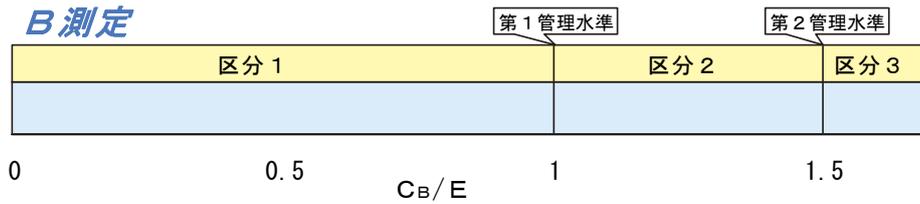


図7 A測定における管理水準に対する各評価値と幾何標準偏差 σ_1 との関係（1日測定の場合）及びB測定における管理水準と区分との関係

	A測定の結果	B測定の結果	管理区分
①	$E_{A1} < E$	$C_B < E$	第1
②	$E_{A1} < E$	$E \times 1.5 \geq C_B \geq E$	第2
③	$E_{A1} < E$	$C_B > E \times 1.5$	第3
④	$E_{A1} \geq E \geq E_{A2}$	$C_B < E$	第2
⑤	$E_{A1} \geq E \geq E_{A2}$	$E \times 1.5 \geq C_B \geq E$	第2
⑥	$E_{A1} \geq E \geq E_{A2}$	$C_B > E \times 1.5$	第3
⑦	$E_{A2} > E$	$C_B < E$	第3
⑧	$E_{A2} > E$	$E \times 1.5 \geq C_B \geq E$	第3
⑨	$E_{A2} > E$	$C_B > E \times 1.5$	第3

E_{A1} : 第1評価値, E_{A2} : 第2評価値, E : 管理濃度
 C_B : B測定値

表3 A測定及びB測定の結果と評価の関係

職場のメンタルヘルス

人間関係・コミュニケーションについて その15

いま まつ あき こ
カウンセリング担当相談員 今松明子



ある本を読んでいたら、従来のメランコリー親和性うつ病とは全く違う、ディスチミア親和性うつ病について紹介されていました。仕事熱心で規範的というのではなく、自責的な感じよりは他罰的でやる気のなさや心的倦怠感を訴え、若い世代の発症の多さも指摘されておりました。

周りを見渡すと休職をしている人たちの中にも当てはまりそうな人たちがいます。これから、流行のようにこんな診断名のついた人たちが増えて行くかもしれないなぁと感じながらその本を読み終えましたが、うつ病罹患前においてはディスチミア親和性に分類される性格の人たちに対して、職場におけるマネジメントの手腕や、よりコミュニケーション能力が問われることになりそうではないかと思えます。

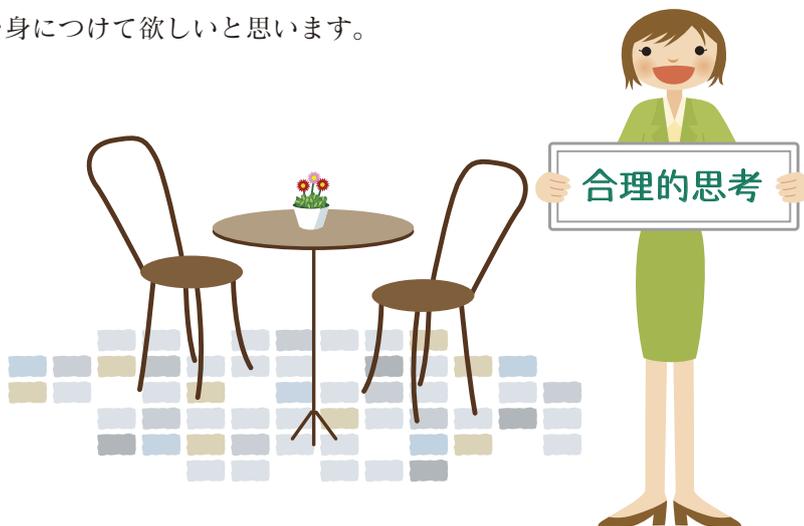
さて、ストレスは万病の元であることはご承知のとおりです。身体的にも、精神的にも、行動にも影響を及ぼします。このストレス、職場においては人間関係が一番大きいということもご承知のとおりです。ぜひ、自分自身でできるストレス対策として認知行動療法を身につけて欲しいと思います。

合理的思考

前号でセルフモニタリング技法を紹介した。セルフモニタリングはストレスを感じたその時に、自己の認知、気分などを観察し記録することによって自分の状態を客観的な事実として理解することができるように働きかける技法である。

マインドフルネスとは今の瞬間の現実に関心を持ち、注意を向け、その現実をあるがままに知覚している状態を意味する言葉で、あるもの（状況や考えや気分、感情、その他なんでも）をあるがままに把握することをいうが、まさにセルフモニタリングはマインドフルネスに有効で普段なかなか自覚しない自分を見つめることになる。

今回は前号の事例を使い、**合理的思考**について理解しよう。



事例

リーダーに抜擢されたAさん。今まで同僚として、ライバルとして、ともに頑張ってきたBさんの上になつたことになった。

Aさん、Bさんとも以前から新規案件の起案担当をしようと思っていたが、ある日、Aさんはその業務を課長から依頼された。自分で行いたい気持ちもあったがBさんに任せることにした。Bさんの仕事は完璧で、自信をもって課長に提出したが、その後の上層部出席の検討会では多様な意見を浴び、やり直しとなってしまった。Aさんはひどく責められたと感じ、Bさんに任せなければよかった、という気持ちや、せっかくBさんに任せたのにとBさんを責める気持ちが湧き起こってきて、Bさんの顔も見たくない気持ちになった。

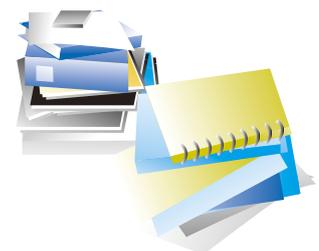


そんな気持ちを押さえながら、一人で再検討を始めたAさんは、「Bさんの素案を見たときに完璧だと感じた自分は、それ以上のものが出来るだろうか」と徐々に自分の能力に不安を感じるようになり、「A君ではなく、別な人に頼むことにした」と課長から言われるのではないかと想像をして、ますます不安が大きくなり、気分が落ち込み、納期が近づくにつれ、胃も痛くなってきた。

ストレスとなった出来事	Bさんに任せて提出した素案が承認されず、作り直しを命じられた
認知	Bさんのためにひどく責められた 評価が下がってしまった 出世にもひびくかも知れない } 自分には能力がない
気分や感情	Bさんに任せてしまった自分に腹を立てたり、 Bさんを恨んだり→大きな不安感
身体反応	胃痛
認知の歪み	感情的なきめつけ、否定的な推論

ここまでが前号の復習だ。

次に7カラムシート（図1）に落としてみよう。



気分や感情は過去に経験したうちで一番強かったものを100とイメージし、現在、感じている状態をそれに比較し数値化していく。この場合は過去に味わったことのないような自責の念を感じているということで100%。恨みという点では今、Bさんに感じている恨みよりも過去にもっと辛い恨みの感情を持ったことがあるので、それに比べて今回は80%、不安感も過去に感じたのと同じくらい強いので90%というように主観的に決めていく。

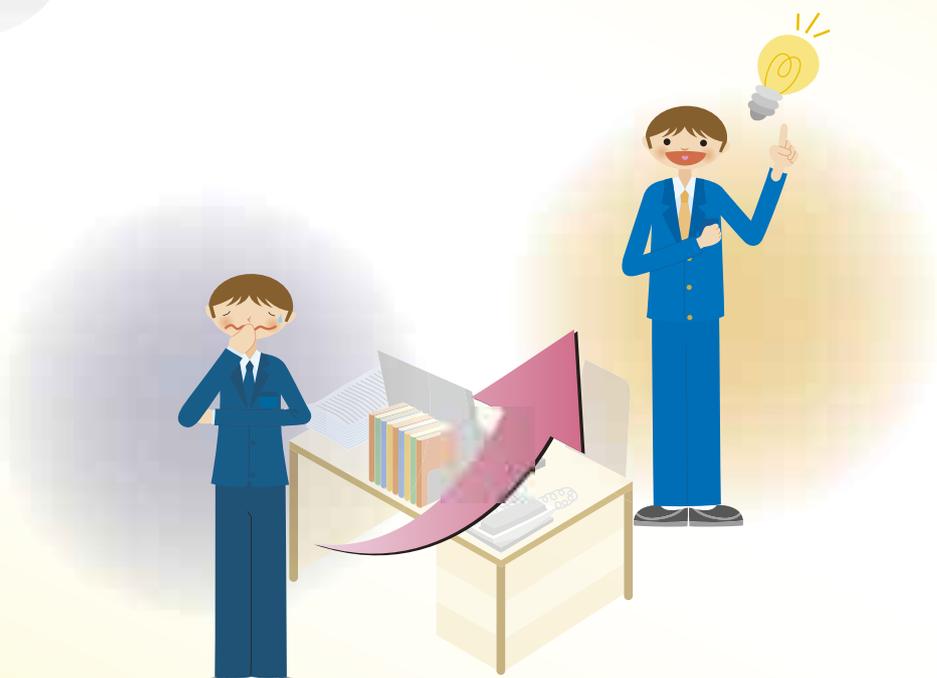
根拠は悪く考えてしまった原因となる理由、つまり自動思考の根拠になる考えを書く。ここではBさんに完全に任せたために自分がひどく責められ、評価も下がり、出世にもひびくかもしれないと考えたこと、そして、自分はBさんの作成案を完璧と評価したにもかかわらず、承認されなかったために悪く考えてしまったのだと考えた。

反証は冷静になってから自動思考（悪く考えてしまった）以外の考え方がないか考えていくものである。事例の場合は完全なものなどないのだ、いろいろな考え方をもった人から意見を聞き、そしていいものになっていくんだというふうな別な考え方が出てきた。

そして、**合理的思考**は反証の欄に書き込んだように考えると、代わりの考えはどんなものになるかを第三者的な立場で考えてみることである。適応的思考ともいう。この場合はBさんの素案はあくまでのたたき台であり、いろいろな意見をもらえてよかったというものになった。

反証と合理的思考に書き入れる事実は第三者も観察できるような事柄、つまり、第三者も見たり聞いたりすることができる事柄ということになる。繰り返し、反証と合理的思考を考えながらこの7カラムの思考記録表を仕上げていくことをやっていると思考が柔軟になり、いつの間にか認知の歪みが修正されていくことになる。

最後の**結果**は合理的思考をしたときの気分や感情の強さを書き込む。この場合は、Bさんの案はたたき台だと考えると、自責の念が30%に、そして、Bさんを恨むことはお門違いだとの考えが働き、恨みは0%に、不安感に関しては、いろいろもらった意見をきちんと自分で消化できるかという点において、不安感が残っているので低減はしたが、まだ50%とした。



ストレスとなった出来事	Bさんに任せて提出した素案が承認されず、作り直しを命じられた
認知（自動思考）	Bさんのためにひどく責められた 評価が下がってしまった 出世にもひびくかも知れない } 自分には能力がない
気分や感情（強さ）	自責の念100% Bさんへの恨み80% 不安90%
根 拠	Bさんに完全に任せてしまった Bさんの素案は完璧だと思ったのに承認されなかった
反 証	完全なものなどない。いろいろな考え方の人から意見を聞き、いいものになっていく
合理的思考	よりいいものとしていくためにいろいろな意見をもらったのはよかった Bさんの素案はたたき台にすぎなかった
結 果	自責の念30% Bさんへの恨み0% 不安50%

図1) 思考記録表 7カラムシート

ここまでくれば半分済みだ。また、同じようなストレスを感じる場面に遭遇したとき、「頭ではわかってるんだけど、、、」ではここまで一生懸命考え、シートを完成させてきた意味がない。そこで、次のステッ

プとしては、机上で考えたことを行動に移し、合理的思考を定着させ、より不安感を低減することにより自分のものにしていくということである。

次号につづく。



平成20年度研修会開催予定のお知らせ

【注意事項】

- 1：受講は、原則として「無料」です。
- 2：受講の申込みは、申込書によりFAX・郵送・インターネット等をお願いします。
- 3：受講できなかった方には、追加の研修会を検討し、開催する場合にはご連絡します。
- 4：都合により会場や日程の変更をすることがあります。
- 5：参加者数が少ない場合には閉講とさせていただくことがあります。
- 6：未定等は、決定になり次第ホームページへの掲載等でご案内します。

産業医研修会 対象：産業医・医師 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	8月30日(土) 14:00～17:00	作業環境測定機器の取扱い ※作業環境測定器を使用した測定の実体験。	岩手産業保健推進センター 小野田・関向相談員	マリオス会議室 183・184 20名
2	9月13日(土) 14:00～17:00	作業環境測定機器の取扱い ※作業環境測定器を使用した測定の実体験。	岩手産業保健推進センター 小野田・関向相談員	マリオス会議室 183・184 20名
3	10月予定 14:00～17:00	未定：一関医師会との共催	未定	未定
4	11月8日(土) 13:00～15:00	多職種勤労者の過重労働因子と疲労蓄積度に関する調査研究結果 ※平成19年度に実施した調査研究結果の講義。	岩手産業保健推進センター 鈴木相談員	岩手県自治会館 3階第一会議室 50名
5	11月29日(土) 14:00～16:00	騒音・腰痛・振動障害の予防 ※物理障害の代表的な障害の予防。 VDT作業の労働衛生管理 ※物理障害のうちVDT作業の予防管理。	岩手産業保健推進センター 立身相談員 岩手産業保健推進センター 大澤相談員	マリオス会議室 188 50名
6	1月予定 14:00～17:00	未定：岩手県医師会との共催	未定	未定
7	11月29日(土) 14:00～16:00	危険有害性情報の伝達 ※表示制度、MSDSの交付 呼吸器疾患とじん肺 ※じん肺の症例等	岩手産業保健推進センター 大澤相談員 岩手産業保健推進センター 三浦相談員	マリオス会議室 183・184 50名

※日医認定単位申請予定。

衛生管理者研修会 対象者：衛生管理者・衛生管理担当者（保健師・看護師を含む）・労務担当者 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	8月8日(金) 13:30～16:00	作業環境測定機器の取扱い方 ※現場で役立つ作業環境測定機器の取扱い方の講義と測定の実践。	岩手産業保健推進センター 関向相談員	推進センター 20名
2	8月27日(水) 13:30～16:30	AEDと救急蘇生 ※AED(自動体外式除細動器)の取扱いの実践等。後日、普通救命講習修了証が交付されます。	盛岡中央消防署 担当者	推進センター 20名
3	2月13日(金) 13:30～16:00	安全衛生委員会と産業医の効果的活用 ※安全衛生委員会と産業医を有効に機能していくための講義。	岩手産業保健推進センター 中屋相談員	一関市：未定

産業看護職研修会 対象：保健師・看護師 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	8月28日(木) 13:30~16:30	職場復帰支援制度と事例・意見交換 ※メンタルヘルスで休業している労働者への支援(無料) 制度の内容と事例の講義。	障害者職業センター 担当者	推進センター 10名
2	9月25日(木) 13:30~16:00	作業環境測定機器の取扱い方 ※現場で役立つ作業環境測定機器の取扱い方の講義と測定の実践。	岩手産業保健推進センター 関向相談員	推進センター 10名
3	10月予定 9:30~12:00	AEDと救急蘇生・意見交換 ※AED(自動体外式除細動器)の取扱いの実践等。	盛岡中央消防署 担当者	推進センター 10名

労働衛生工学研修会 対象：衛生工学衛生管理者・衛生管理者・衛生管理担当者・保健師・看護師・産業医・医師 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	8月21日(木) 13:30~15:00	職場の温熱環境の改善 -温室効果ガス排出削減を目指して- ※工学分野から温暖化対策の講義。	岩手産業保健推進センター 大塚相談員	推進センター 20名
2	10月16日(木) 13:30~15:00	人間工学的観点からみた職場環境の改善 -OA化の進展に伴う問題点の解決に向けて- ※工学分野からOA化対策の講義。	岩手産業保健推進センター 大塚相談員	推進センター 20名
3	12月5日(金) 13:30~16:00	喫煙対策と確認のための測定 ※喫煙対策の方法と確認のための作業環境測定の体験。	岩手産業保健推進センター 関向相談員	推進センター 20名

カウンセリング研修会 対象：衛生管理者・衛生管理担当者・保健師・看護師・労務担当者 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
B-1	8月4日(月) 13:30~16:30	<p style="text-align: center;">定員になりました。</p> <p style="text-align: center;">認知行動療法</p> <p>(実務経験者対象・体験学習の5回シリーズ)</p>	岩手産業保健推進センター 今松相談員	推進センター 10名
B-2	9月1日(月) 13:30~16:30			推進センター 10名
B-3	10月6日(月) 13:30~16:30			推進センター 10名
B-4	11月10日(月) 13:30~16:30			推進センター 10名
B-5	12月1日(月) 13:30~16:30			推進センター 10名
C-1	1月19日(月) 13:30~16:00	<p style="text-align: center;">事例研究</p> <p>(事例を研究します。)</p>		推進センター 20名
C-2	2月2日(月) 13:30~16:00			推進センター 20名
C-3	3月2日(月) 13:30~16:00			推進センター 20名

※AとBは、それぞれのシリーズとなっていますので、シリーズ単位での申込をお願いします。

母性健康管理研修会

対象：産業医・医師・衛生管理者・衛生管理担当者・保健師・看護師・労務担当者 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	11月22日(土) 13:30~17:00	①管内の働く女性の現状 等 ②母子保健の理念 等 ③産業保健スタッフの役割 等	岩手労働局 指導医 指導医	マリオス会議室 185・186 50名

※産業医・医師の方は日医認定単位を取得できます。

その他の研修会（共催による）

対象：衛生管理者・衛生管理担当者・保健師・看護師・労務担当者 等

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	11月予定 13:30~16:30	職場リハビリテーションフォーラム(予定) ※専門家からの基調講演等。	障害者職業センター 担当者 等	未定 50名
2	12月予定 13:30~16:30	自殺予防セミナー(予定) ※メンタルヘルス対策としての自殺予防。	岩手産業保健推進センター 鈴木相談員	未定 100名

事業主セミナー（共催による）

対象：衛生管理者・衛生管理担当者・保健師・看護師・労務担当者 等

開催日、参加費用（資料代金）等については主催者からの案内をご確認下さい。

番号	日時	テーマ・概要	講師	会場・定員
1	9月10日(水) 13:30~16:30	心とからだの健康	岩手産業保健推進センター 中屋相談員	労働基準協会盛岡支部 岩手県自治会館 100名
2	9月3日(水) 13:30~16:30	メンタルヘルス対策のすすめ方 ～人間関係から自殺予防まで～	岩手産業保健推進センター 今松相談員	労働基準協会宮古支部 未定 50名
3	9月25日(木) 13:30~16:30	特定健診と衛生管理担当者	岩手産業保健推進センター 小野田相談員	労働基準協会釜石支部 未定 50名
4	9月10日(水) 13:30~16:15	仕事による蓄積疲労への対応	岩手産業保健推進センター 鈴木相談員	労働基準協会花巻支部 さくらホール 200名
5	9月10日(水) 13:10~16:50	メンタルヘルス対策のすすめ方 ～人間関係から自殺予防まで～	岩手産業保健推進センター 今松相談員	労働基準協会一関支部 ベリーノホテル 60名
6	9月12日(金) 13:30~16:00	メタボリックシンドローム	岩手産業保健推進センター 村木相談員	労働基準協会大船渡支部 大船渡商工会議所 50名
7	9月16日(火) 13:30~16:00	健診結果の見方と活用	岩手産業保健推進センター 立身相談員	労働基準協会二戸支部 久慈グランドホテル 50名
8	9月17日(水) 13:30~15:30	職場のメンタルヘルス対策	岩手産業保健推進センター 茂木特別相談員	北上工業クラブと共催 北上工業クラブ 50名

研修会等参加申込書

平成 年 月 日申込

岩手産業保健推進センター 殿
次のとおり研修会等の参加を申し込みます。

I 参加申込みする研修会

研 修 の 種 類	開 催 日

II 参加申込者 (☑で表示してください。)

参加申込者 氏 名	_____	職 名 又 は 資 格 名	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 医師（産業医以外） <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 衛生管理者・推進者 <input type="checkbox"/> 労務・安全衛生担当者 <input type="checkbox"/> 雇用機会均等推進責任者 <input type="checkbox"/> その他
	(<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女)		
事 業 場 名		所 在 地	
電 話		F A X	
E メール		所 属 医 師 会	医師会

岩手産業保健推進センター 盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス12階
電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367
ホームページ <http://www.sanpo03.jp/>
メールアドレス iwate@sanpo03.jp

- ・受付けた方には後日FAXでご連絡します。FAX以外での連絡をご希望の方は余白に希望事項をご記入下さい。
- ・締切日は開催日の一週間前ですが、先着順で受け付けますので、締切り前でも定員に達した場合にはお断りすることがあります。また、都合により開催中止、日程変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承下さい。
- ・この参加申込書は、当センターの研修等事業運営のためにのみ使用し、第三者へ提供することはありません。
- ・この参加申込書は、一研修につき1枚の使用となります。複数の研修に参加されたい場合は、その研修ごとにご記入ください。

受 講 票	参加申込みをNo. _____ で受け付けました。 この返信をもって受講票に代えます。 欠席の場合は早目にご連絡下さい。
-------------	--

新着図書のご案内

新着図書

※ は更新図書

分類	番号	タイトル	内容	発行所	著者(監修)
辞書・事典・ その他の辞書	00-136	安全の指標 (平成20年度)	本書は、全国安全週間実施要綱をはじめ、第11次労働災害防止計画の概要、労働災害の現況、リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの導入と定着、労働災害の主な事例、安全に関する主要な通達などの情報を収録し、安全管理に携わる方々のためのハンドブックとして作成しています。	中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会
関係法令	02-101	【改訂8版】 チャート労働基準法	平成19年2月発行(平成16年改訂7版より更新)	労働調査会	労働調査会
	02-125	建設雇用管理ハンドブック -雇用管理研修テキスト-	雇用管理責任者の業務は多岐にわたり、その資質向上は建設業の雇用改善を推進する上で不可欠。本書は、雇用管理責任者の手引として格好なものと思われるので、企業内外における種々の雇用管理に研修等に広く活用されることをきたいするものであります。	労働調査会	労働調査会 出版局
産業中毒・ 職業性 疾病	03-038	画像で診る今日のじん肺症例選集	労災疾病等13分野医学研究・開発、普及事業 分野名『粉じん等による呼吸器疾患』 この普及版では、じん肺症例の胸部レントゲン所見について、じん肺のX線写真分類に従って分かり易く解説し、じん肺のレントゲンによる診断法を理解していただける内容になっております。	独)労働者健康福祉機構	独)労働者健康福祉機構
	03-039	新たな画像診断法 経時サブトラクション法	労災疾病等13分野医学研究・開発、普及事業 分野名『粉じん等による呼吸器疾患』 経時サブトラクション法が、読影医師への負担、被験者への放射線被曝量、費用対効果等も考慮した上で、臨床の場へ、そして健診の場へと普及し、関係各位に広く活用されることを期待するものである。	独)労働者健康福祉機構	独)労働者健康福祉機構
	03-040	新たな画像診断法 じん肺における FDG、MET-PET の研究	労災疾病等13分野医学研究・開発、普及事業 分野名『粉じん等による呼吸器疾患』 今回は症例ごとに MET と FDG を一対のトレーサーとしてじん肺合併がん診断における PET の有用性を再検討し、夫々単独での診断学的意義に加え、両者の組み合わせによる新しいアプローチについても検討できた。	独)労働者健康福祉機構	独)労働者健康福祉機構
	03-041	新たな画像診断法 胸部ブランクの胸壁3D表示	労災疾病等13分野医学研究・開発、普及事業 分野名『粉じん等による呼吸器疾患』 今回の冊子では、本手法の有用性を実例に沿って示し、石綿関連疾患の臨床診断の場で広く実用に供されることを期待するものである。	独)労働者健康福祉機構	独)労働者健康福祉機構
健康管理関係	04-119	平成19年度先駆的保健活動交流推進事業 生活習慣予防活動支援モデル事業報告書／(実践事例集)	特定保健指導の開始を見据えて、効果的な保健指導プログラムの構築と保健指導に関わる専門職の育成を目的として、保健師による生活習慣病予防支援モデル事業を実施しました。	独)日本看護協会	独)日本看護協会
	04-120	医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の 保健指導の質の評価ガイド	本ガイドは2部構成となっており、委託先にどのレベルの質を求めるかによって、使い分けることが可能です。 第I部-1 委託基準の遵守状況の確認(選択回答形式) 第I部-2 委託基準の遵守状況の確認(自由回答形式) 第II部 質の管理状況の評価	産業医科大学 産業医実務 研修センター	産業医科大学 産業医実務 研修センター 森 晃爾

一般健康診断項目の改正について

～平成20年4月1日施行～

健康診断項目に腹囲が加わる等労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目が改正されています。

改正の概要

1 一般健康診断項目の変更・追加（平成20年4月1日から適用（以下同じ））

- ①腹囲の検査を追加
- ②血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポタンパク質（LDLコレステロール）の量の検査に変更

対象となる健康診断

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断

2 健康診断項目の省略

ア) 腹囲の検査の省略基準

- ・ 40歳未満の者（35歳の者を除く。）
- ・ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者
（※）BMI＝体重（kg）／身長×身長（m²）
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）

対象となる健康診断

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断

イ) 尿中の糖の有無の検査が省略できなくなりました。

3 今般の改正により、健康診断に係わる次の様式が改正されています。

- ・ 健康診断個人票（雇入時）様式第5号（第51条関係）(1)
- ・ 健康診断個人票様式第5号（51条関係）(2)（表面）（裏面）
- ・ 海外派遣労働者健康診断個人票（派遣前・帰国後）様式第5号（第51条関係）(3)



